

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運 営 規 定

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団有信会呉記念病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハ事業」という）は、理学療法士、作業療法士が医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正な訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 訪問リハ事業は、要介護（支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法またはその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2. 訪問リハ事業の実施にあたっては、主治医の診察に基づき自宅でのリハビリテーションが必要であると判断された要介護（支援）者を対象とする。
3. 訪問リハ事業の実施にあたっては、利用者の要介護（支援）状態の軽減、悪化の予防に資するよう、その目的を設定し、目的にそったリハビリテーションを計画的に行う。
4. 訪問リハ事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団有信会 呉記念病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 広島県呉市郷原町2379番地42

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 訪問リハ事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師（管理者） 1名 常勤

管理者は、従業員の管理及び事業の管理を一元的に行う。また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリについての指導、助言を行う。

(2) 理学療法士 2名 常勤専従
1名 非常勤専従

作業療法士 2名 常勤専従

理学療法士、作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、適正な訪問リハ事業を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、祝日、年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハ事業の内容)

第 6 条 訪問リハ事業は、主治医の指示に基づき、要介護（支援）者の心身の機能の回復を図るため、目的と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、その内容について利用者または家族に説明し、同意を得た上で当該計画を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の訪問リハ事業実施地域は、呉市（広町、郷原町、焼山）、東広島（黒瀬町）とする。

(利用料その他の費用額)

第 8 条 訪問リハ事業を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2. 第7条に規定した通常の事業の実施地域以外に居宅する利用者に対して行う場合は、通常の実施地域の境界を起点として利用者の住居までの路程1kmあたり20円を実費として徴収する。

(衛生管理)

第 9 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し感染症の予防、及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 訪問リハ事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めるとともに必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者または、擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 13 条 事業所は、訪問リハ事業従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとした、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、適切な訪問リハ事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

令和6年3月1日 改正

令和6年5月1日 改正